

令和4年10月31日

吉田浄水場内における^ひ砒素による土壤汚染について

組合水道局が吉田浄水場内の送配水ポンプ棟の建設に伴い発生した土砂を自主的に土壤調査した結果、^ひ砒素が土壤溶出基準値を超えて検出されました。

実施した土壤調査結果の概要及び組合水道局の対応は次のとおりです。

1. 土壤調査結果の概要

- (1) 調査地点：吉田浄水場内（燕市吉田西太田地内）
- (2) 試料採取日：令和4年8月25日
- (3) 基準超過状況

○土壤溶出量

分析機関：一般財団法人 新潟県環境衛生研究所

有害物質の種類	調査結果	基準値 (新潟県生活環境の保全等に関する条例)
^ひ 砒素及びその化合物	0.013mg/L	0.01mg/L

2. 土壤調査結果に対する水道局の評価

- ・水質検査の結果、吉田浄水場からの水道水の安全性に問題ありません。

○直近の水道法に基づく水質検査結果（令和4年8月5日）

分析機関：一般財団法人 新潟県環境衛生研究所

有害物質の種類	試験結果	基準値 (水道法)
^ひ 砒素及びその化合物	0.001mg/L 未満	0.01mg/L

- ・環境省の土壤汚染対策法ガイドラインに照らし、検出の状況から「自然由来の汚染」と推定しています。

※「自然由来の汚染」とは、人為的な原因でなく、その土地の土壤にもともと存在した有害物質に由来する汚染のことを言います。

3. 水道局の対応

- ・本日、調査結果を新潟県三条地域振興局（環境センター）に報告しました。
- ・農業用井戸等、周辺の地下水を利用している方がいないことを確認しました。

(参考) ^ひ砒素及びその化合物

- 1 健康への影響 皮膚炎、末梢神経障害、腎障害を及ぼすといわれている。また、発がん性のある物質といわれている。
- 2 用途 トランジスタ、半導体、ガラス、顔料、木材の防腐剤等に使用。

本件についてのお問い合わせ先

燕・弥彦総合事務組合水道局 経営企画課：河上、渡辺
電話：0256-64-7400（代表）